

穂積町・巣南町の合併まちづくりの将来ビジョン

新市建設計画

穂積町・巣南町合併協議会

瑞穂市

策 定 (H14・11)

一部変更 (H24・12)

— 目 次 —

第1章 はじめに…

1-1 合併の必要性	2
1-2 計画策定の趣旨	4

第2章 新市の概況

2-1 新市の位置、地勢および面積	6
2-2 新市の人口および世帯数	7

第3章 主要指標の見通し

3-1 人口の見通し	12
3-2 就業人口の見通し	14

第4章 将来ビジョン

4-1 新市の将来像	16
4-2 まちづくりの目標	17
4-3 新市建設の基本方針	18
4-4 土地利用の基本方針	22

第5章 新市の主要施策

5-1 新市の施策体系	26
5-2 快適な《交流都市》の創造	27
5-3 住みやすい《環境都市》の創造	32
5-4 安心できる《健やか都市》の創造	34
5-5 心豊かな《人づくり都市》の創造	36
5-6 人がふれあう《協動都市》の創造	38
5-7 躍動する《活力都市》の創造	40
5-8 市民のための《健全行政都市》の創造	42

第6章 新市における県事業

6-1 快適さと交流を創造する交通基盤の整備	46
6-2 安全で潤いある河川の整備	46
6-3 情報基盤の充実	47

第7章 公共的施設の統合整備の方針

7-1 公共的施設の統合整備の方針	50
-------------------	----

第8章 財政計画

8-1 前提条件	52
8-2 財政計画（普通会計）	54

新市建設計画

第1章

はじめに…

第1章 はじめに…

1－1 合併の必要性

穂積町、巣南町の2町は、岐阜県の県都岐阜市と大垣市の間に位置します。東に長良川、西に揖斐川が流れ、水に恵まれた地域であり、中山道や宿場町なども位置し、古くから農耕地帯として、さらに交通の要衝として発展し、相互の結びつきの強い地域です。

また、2町は、もとす広域連合において、介護保険やし尿処理などで共同事務を既に行っているほか、国道21号や主要地方道岐阜巣南大野線、県道穂積巣南線など、2町を連絡する道路が整備、または計画され、共通の生活・経済圏を形成しており、広域的な視点から、2町が一体となったまちづくりが求められています。

1) 広域化する生活圏域への対応

道路網の整備や車社会の進展により、住民の生活圏域は、急激な広域化が進んでおり、行政サービスにおいても、個別の市町村の枠組みを超えた対応が求められています。

このため、地理的な面、歴史的な面および経済的な面から密接な関係にある2町の行政が一体となって、広域的かつ効率的な行政サービスを進めることにより、広域化する生活圏域における住民需要に対応します。

2) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

人々の価値観の多様化や^{*1}ライフスタイルの変化などに伴い、行政に対する住民ニーズも多様化、高度化しつつあります。加えて、少子・高齢化の進行に伴い、福祉・保健・医療分野における行政需要が今後いっそう増大することが予想されます。

このような中、多様化する行政需要に対応できるよう、2町が合併し、それぞれの特徴を活かしながら、多様で高度なサービスを実現することにより、魅力あるまちづくり、住民福祉の向上を図ります。

また、行政と地域社会との連携や、地域が主体となったまちづくりが必要とされる中で、地域コミュニティに求められる役割や、地域コミュニティが求める需要も変化しつつあります。このため、2町が一体となり、地域コミュニティの様々な活動を支援し、自立できる地域コミュニティづくり、行政と地域のパートナーシップの構築を図ります。

3) 地方分権の受け皿への対応

地方分権の本格的な進展により、国や県から市町村への各種の権限委譲がいっそう進むことが予想されます。

しかし、経済成長が伸び悩み、厳しい自治体財政の中、市町村の裁量による地域社会づくりは、各市町村の行財政能力や、まちづくりに取り組む姿勢が問われるものと言えます。

このため、2町が一体となって、地方分権社会にふさわしい行財政基盤を強化し、効率的な行財政運営を進めることにより、地方分権の受け皿としてふさわしい行政組織の構築、行政能力の向上を図ります。

1－2 計画策定の趣旨

1) 計画の趣旨

本計画は、穂積町、巣南町の合併後の新市を建設していくための基本方針、および基本方針に基づいた総合的な施策を定め、この実現を図ることにより、2町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と地域の生活力・経済力の向上を図るものであります。

2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針（将来ビジョン）、新市建設の根幹となるべき事業と施策（新市の主要施策）、公共的施設の統合整備に関する方針、および新市の財政計画を中心として構成されます。

3) 計画の期間

本計画のうち、将来ビジョンは長期的展望に基づき策定します。また、建設計画、公共的施設の統合整備に関する方針、財政計画については平成15年度から平成29年度までの15か年の計画とします。また、本計画は、社会情勢や財政状況の変化に伴い、所要の手続きを経て、見直しや変更を行うことができます。

第2章

新市の概況

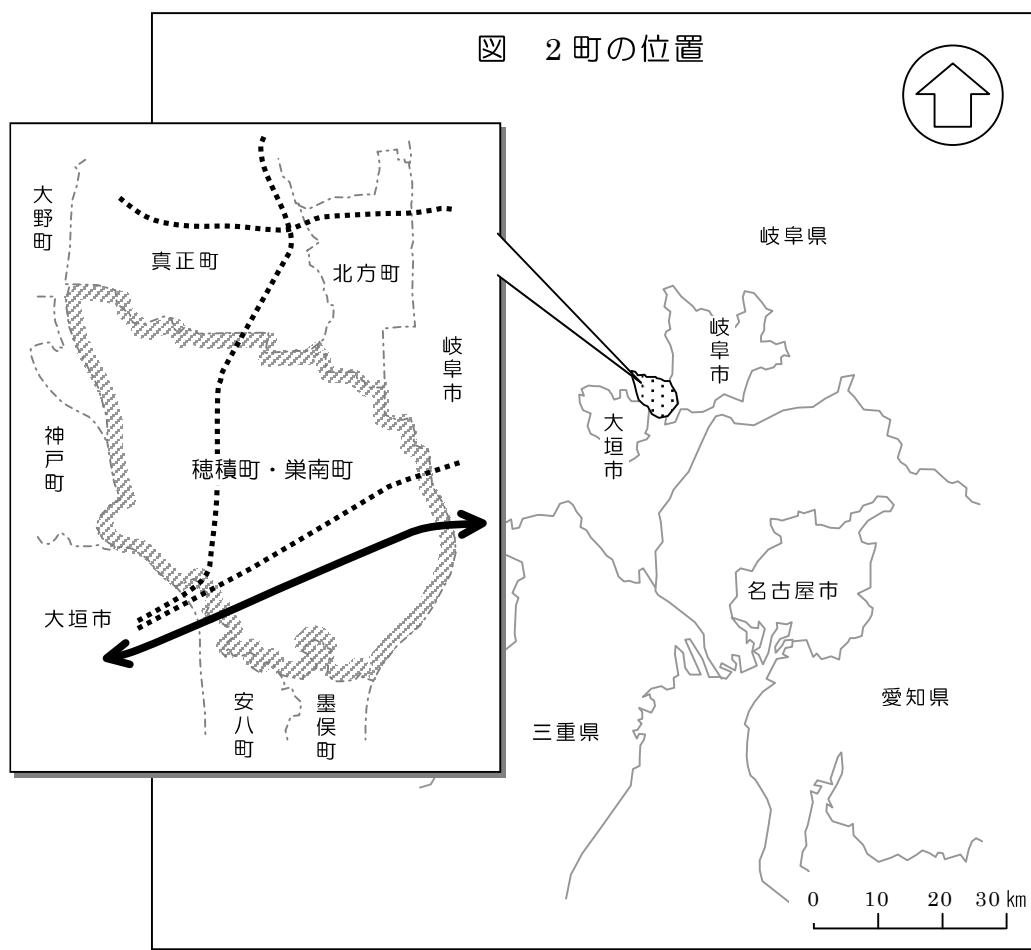
第2章 新市の概況

2-1 位置、地勢および面積

穂積町、巣南町は、岐阜県南西部に位置し、東部は県都岐阜市に接し、北部は真正町および北方町に、西部は大野町、神戸町および大垣市に、南部は安八町および墨俣町に接しています。

また、2町の西端には揖斐川が、東端には長良川が流れしており、地形は概ね平坦地で、古くから恵まれた水を活かした田園都市として発展をとげてきました。

2町の面積は、穂積町が 16.41 km^2 、巣南町が 11.77 km^2 であり、合計面積は 28.18 km^2 となっています。



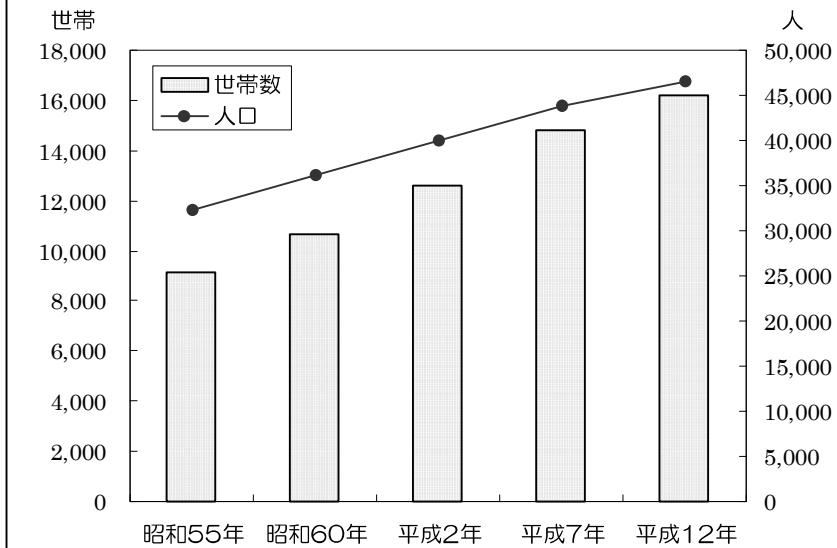
2－2 人口および世帯数

1) 人口および世帯数の推移

2町の総人口は、平成12年の国勢調査によると46,571人であり、昭和55年の人口(32,247人)と比較すると、概ね1.4倍となっています。人口の伸び率は年々小さくなっているものの、平成7年から12年にかけては、年平均1.2%の増加率で増えています。

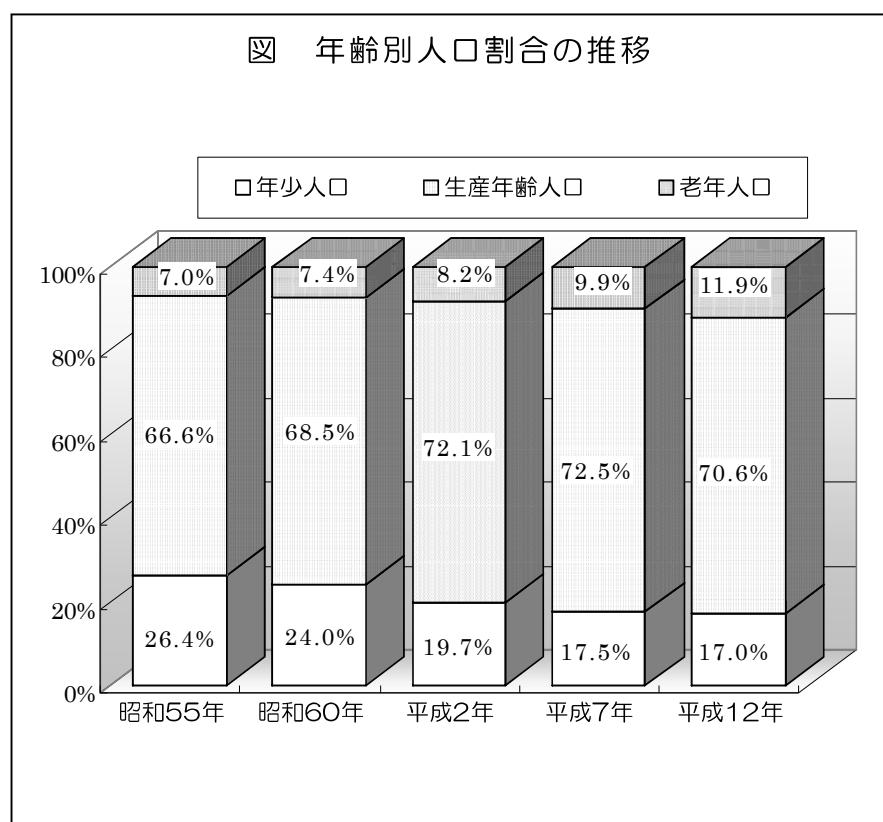
世帯数は、平成12年の国勢調査で16,197世帯となっており、人口と同じく増加傾向にあります。一方、1世帯当たりの人口は、平成12年で約2.88人／世帯となっており、昭和55年の3.52人／世帯と比較して年々減少傾向にあり、着実に核家族化が進行していることがうかがえます。

図 人口および世帯数の推移



2) 年齢別人口の状況

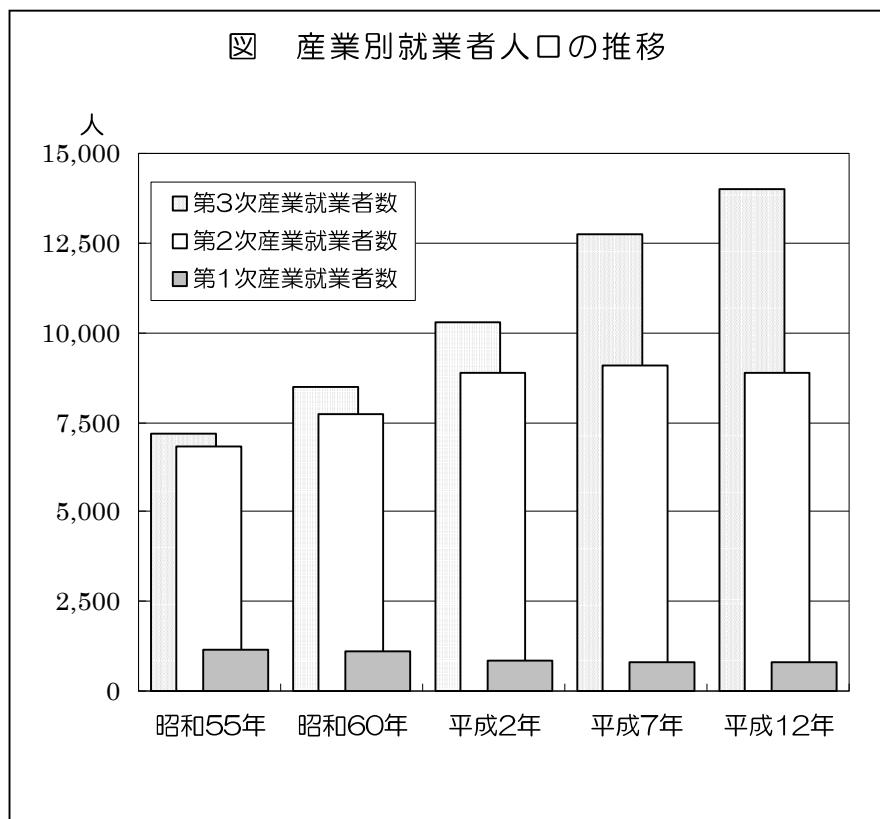
平成 12 年の国勢調査によると、2 町の年齢別人口は、年少人口（14 歳以下人口）が 7,899 人（17.0%）、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下人口）が 32,864 人（70.6%）、老人人口（65 歳以上人口）が 5,526 人（11.9%）となっており、全国平均や岐阜県平均と比較して、年少人口割合が高く、老人人口割合が低くなっている。比較的若いまちであるといえます。しかし、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることがわかります。



3) 就業者人口の状況

平成 12 年の国勢調査によると、2 町の総就業者数は 23,731 人であり、これは総人口の約 51.0% に該当します。

産業別には、第 1 次産業就業者数が 811 人（3.4%）、第 2 次産業就業者数が 8,879 人（37.4%）、第 3 次産業就業者数が 14,006 人（59.0%）となっています。経年的には、第 3 次産業就業者数が昭和 55 年から平成 12 年にかけて約 2 倍となっているのに対し、第 1 次産業就業者数は減少傾向、第 2 次産業就業者数は平成 7 年をピークとして、減少に転じています。



※第 1 次～3 次の就業者数からは分類不能の産業就業者 35 人を除く



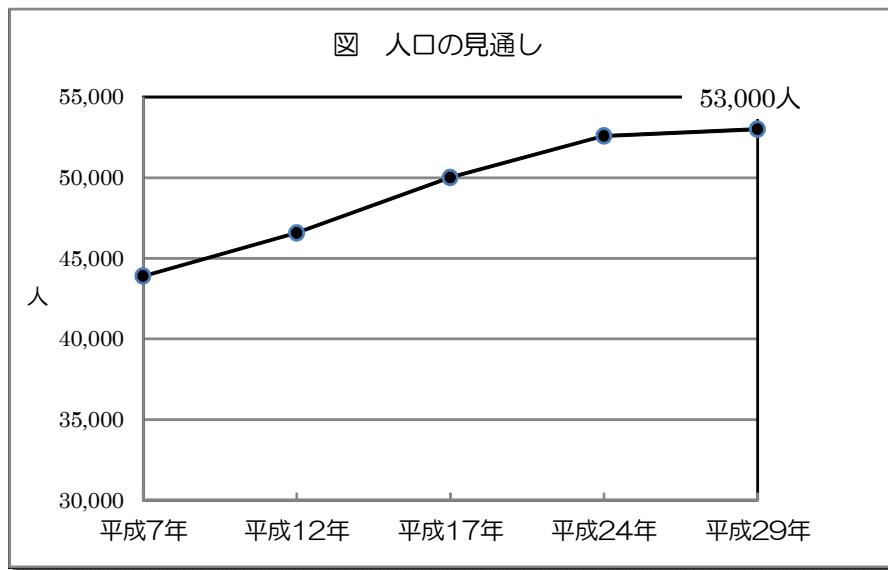
第3章

主要指標の見通し

第3章 主要指標の見通し

3-1 人口の見通し

新市の人口は、現在着実に増加していますが、全国および岐阜県の人口の見通しを考慮し、新市の平成29年における目標人口を約53,000人とします。



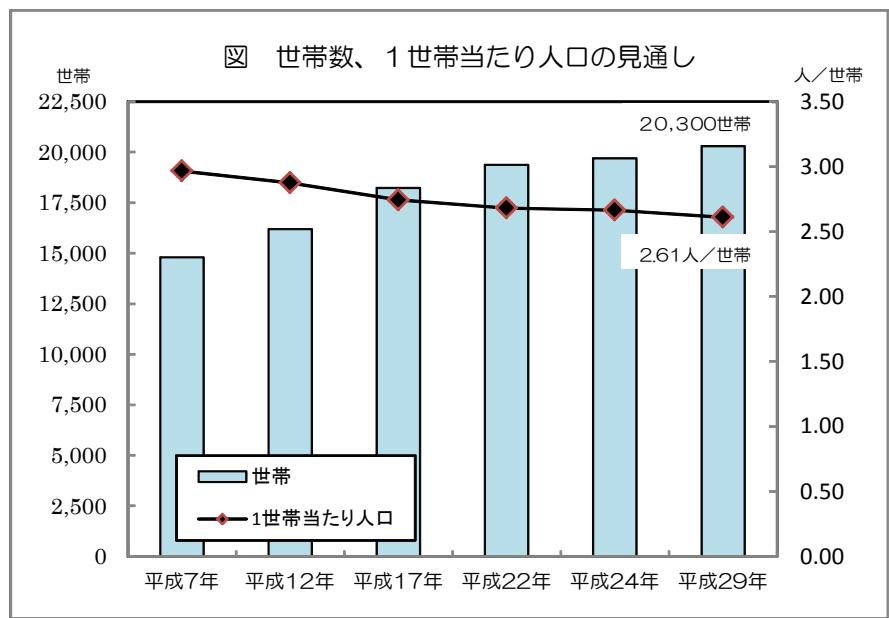
年齢別には、構成比でみると、年少人口はあまり変化がないものと予測されますが、生産年齢人口割合が減少し、老年人口が増加することが予測されます。

表 年齢3区分別人口の見通し

	平成12年 (国勢調査)	平成29年 (目標年次)
年少人口 (0~14歳人口)	7,899人 (17.0%)	8,000人 (15.1%)
生産年齢人口 (15~64歳人口)	32,864人 (70.6%)	34,000人 (64.2%)
老年人口 (65歳以上人口)	5,526人 (11.9%)	11,000人 (20.8%)

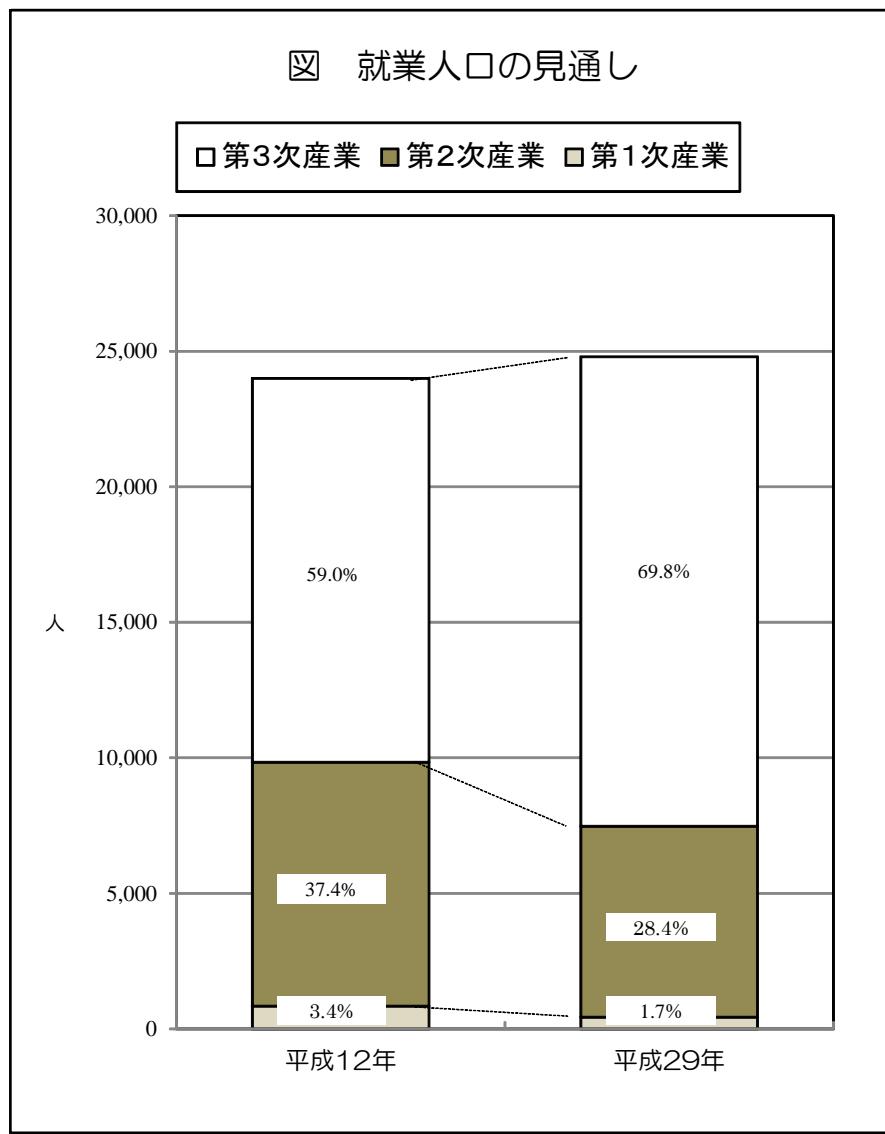
※上段は人口、下段は構成比

世帯数については、増加傾向を続け、平成 29 年には約 20,300 世帯となることが予測されます。一方で、1 世帯当たりの人口は、平成 29 年には 2.61 人／世帯となるものと見込まれ、核家族化が引き続き進むものと考えられます。



3－2 就業人口の見通し

新市の就業者数については、平成 29 年において約 24,800 人、就業率は 46.8% と予測されます。産業別構成比でみると、第 1 次産業、第 2 次産業が減少傾向、第 3 次産業が増加傾向となることが予測されます。



第4章

将来ビジョン

第4章 将来ビジョン

4－1 新市の将来像

新市の将来のまちづくりにあたっては、現在の2町の特徴やめざす方向を踏まえつつ、新たな都市の枠組みにふさわしい将来像を描く必要があります。

新市は、濃尾平野の北部に位置する水に恵まれた肥沃な土地であり、県下第1位、第2位の人口規模を有する岐阜市および大垣市に挟まれています。また、国道21号やJR東海道本線が通過しており、名古屋市にも近い利便性の高い地域です。

穂積町、巣南町が合併して生まれる新市では、このような地勢や利便性を生かしながら、これまで以上に快適な生活環境づくりが必要であるとともに、様々な住民の要望に対応できる行政サービスの実現や、行財政能力の向上が求められています。

また、合併による行政区域の広大化、地方分権のさらなる推進という状況の中、これからのかまちづくりにおいては、行政に依存する地域社会ではなく、行政と連携しながら自立できる力強い地域社会の形成が非常に重要となります。このため、人と人のふれあいを育み、地域コミュニティの結束力や自立性を強化していくことが必要であり、加えて、市民と行政が協力・連携しながら、地域の視点で住みやすい、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが求められます。

以上のような観点から、新市がめざすべき将来像を、

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

として掲げ、その実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

4-2 まちづくりの目標

《将来像》

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

(目標①) 交流・連携を生み出す活力あるまちづくり

☆周辺市町村との交流・連携を生み出す基盤の整備

☆活力を生み出す産業都市づくり

(目標②) 地域の人や力を活かしたまちづくり

☆地域と行政、民間の力が効率的に機能するまちづくり

☆人と人のふれあいづくり、豊かな個性と創造力のある

人づくり

(目標③) 新しい市の枠組みに対応するまちづくり

☆全ての住民が安心して健やかに暮らせる福祉の向上、

環境に配慮した循環型の社会づくり

☆持続して運営できる行財政能力の向上

快適な『交流都市』の創造

住みやすい『環境都市』の創造

安心できる『健やか都市』の創造

心豊かな『人づくり都市』の創造

人がふれあう『協働都市』の創造

躍動する『活力都市』の創造

市民のための『健全行政都市』の創造

4－3 新市建設の基本方針

○ 快適な『交流都市』の創造

『新たな交流と快適な居住環境を生み出す都市基盤を整備します』

新市は、岐阜県における行政、経済、文化の中心的な役割を担う岐阜市および大垣市と隣接しており、両市と連携しながら、岐阜県南西部の拠点的な都市の一つとして発展が期待されます。このため、交通網や情報通信網などの都市基盤を整え、ふさわしい都市機能の誘導を促し、周辺市町村との交流・連携を進めます。

また、恵まれた水を生かすまちづくり、水を治めるまちづくりを新市が一体となって推進することにより、快適で安全な「水との共生」を図ります。さらに、生活道路や公園、上下水道など、身の回りの都市基盤を整備し、人と人、人と自然がふれあう交流都市づくりを進めます。

○ 住みやすい『環境都市』の創造

『安全でゆとりを持って暮らせる生活環境を創造します』

新市が一体となって、限りある資源を大切にし、持続して住み続けることのできる都市づくりを進めます。また、恵まれた河川をはじめとする良好な環境や、生態系を保全し、自然とともに暮らす共生の意識づくりを育みます。

さらに、行政と地域社会が連携しながら、防災や防犯、交通安全など、各地域の諸課題に対応し、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

安心できる《健やか都市》の創造

『健康でともに暮らせる助け合いの社会づくりを進めます』

健康は全ての人にとってかけがえのない財産であり、安定した医療・保健サービスの提供を進めるとともに、自らの健康は自らで守る、という健康づくりに対する市民意識の向上を図ります。

また、全ての人が互いに尊重し合いながら、ともに生活できる社会づくりをめざし、^{*1}ユニバーサルデザインに配慮した社会環境の整備や、子育てや介護などの支援、各種扶助の充実を図ります。加えて、高齢者や障害者の自立生活や社会参加を積極的に支援するとともに、地域社会全体で助け合う意識づくり、体制づくりを進めます。

心豊かな《人づくり都市》の創造

『地域社会と新市を支える、個性と創造力豊かな人づくりを進めます』

人づくりはまちづくりを支える基礎といえます。特に乳幼児や児童など、人生の早期における教育は、人格形成に非常に大きな役割を担っています。このため、学校や地域社会、家庭、行政など様々な主体が連携して、子どもたちの生きる力や、ゆとりある豊かな心の教育に取り組みます。

また、全ての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでも健全な心身を育むことのできる環境づくりを進めるため、多様な学習機会の創出や教える側の人材育成、学習環境の整備などを図ります。

さらに、我がまちに愛着を持ち、潤いある市民生活を実現するため、市民主体の文化活動を積極的に支援します。

^{*1}ユニバーサルデザイン…高齢者や障害者だけでなく、全ての人の利用に配慮したデザイン

○ 人がふれあう『協働都市』の創造

『地域のふれあいを育て、誰もが等しく参画できる社会づくりを進めます』

地方分権が進み、住民主体のまちづくりが求められている中で、地域コミュニティが果たすべき役割は大きくなりつつあります。このため、防災や防犯活動、育児や介護、教育・文化など様々な分野で、行政と連携しながら地域ぐるみの活動を支援し、力強いコミュニティの形成を促します。

また、ボランティアなど市民が主体となった助け合い活動や、地域のふれあいや連携を高めるための活動を積極的に支援します。

さらに、男女が互いに尊重し合い、等しく責任と役割を分かち合いながら参画できる社会環境の整備や、固定的な観念にとらわれない意識づくりを進めます。

○ 躍動する『活力都市』の創造

『産業の育成と企業誘致を図り、活力あふれる都市づくりを進めます』

活力ある産業を育成するために、担い手づくりや既存産業への支援、特產品の開発や付加価値化など、地域の魅力を生かした産業振興を図ります。

また、地理的な条件や交通の利便に恵まれた特性を生かし、引き続き企業誘致を進めます。

加えて、市民の安定した生活を守るために、市内雇用の確保や消費者対策を進めます。

○ 市民のための『健全行政都市』の創造

『市民が積極的に参画し、健全な都市運営を進めます』

市民の需要を把握し、適切な行政サービスを提供するとともに、地域バランスのとれた住民福祉の向上を図るために、長期的、総合的な視点のもと、健全に運営できる効率的な行政財政の構築を図ります。

また、適切な情報公開や広報広聴活動はもちろんのこと、市民の意向が市政に適切に反映されるシステムづくりを進め、行政と市民のパートナーシップを育み、市民参加型の行政運営を進めます。

4－4 土地利用の基本方針

新市の行政区域面積は 28.18km^2 であり、そのうちの約7割に該当する 19.65km^2 が都市計画区域に指定されています。

将来の土地利用のあり方については、新市を《住宅・工業地ゾーン》、《農地・田園居住ゾーン》、《商業地ゾーン》、《コミュニティサービスゾーン》、《自然保全・体験ゾーン》の5つのゾーンに大別し、それぞれのゾーンごとに適切な土地利用の誘導を図ります。

《住宅・工業地ゾーン》

新市の東部から中南部にかけては、《住宅地ゾーン》として、道路や公園などの都市基盤の整備や、開発行為などの適切なコントロールを図ることにより、良好な居住環境の整備・保全を図ります。

また、工業地については、住宅地など他用途との混在をできるだけ抑制する一方で、既存工業の機能維持を図ります。

《農地・田園居住ゾーン》

新市の中西部、南部については、《農地・田園居住ゾーン》として、優良農地の保全や農業振興を進めるとともに、ゆとりと潤いのある田園居住環境の保全、整備に努めます。

《商業地ゾーン》

既存商店街や国道 21 号などの広域幹線道路の周辺について、商業をはじめとする各種ロードサイドサービス施設の立地を誘導する《商業地ゾーン》として位置づけます。

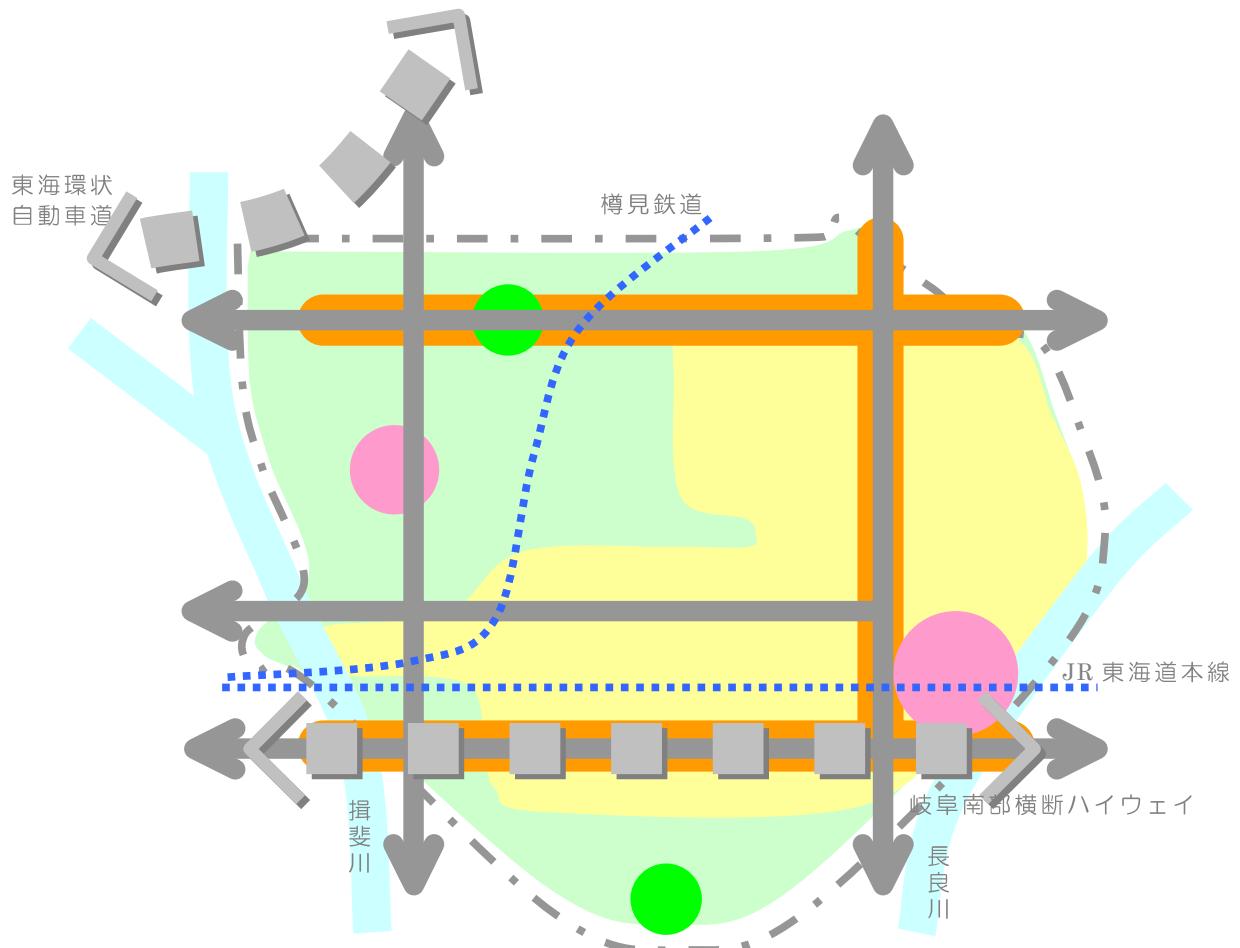
《コミュニティサービスゾーン》

商業や各種行政サービスなど、地域コミュニティの利便を確保する《コミュニティサービスゾーン》を位置づけ、日常的に必要なサービス機能の維持、強化を図ります。

《自然保全・体験ゾーン》

新市を南北に縦断する犀川河畔において、良好な自然環境を活用し、水と親しめる《自然保全・体験ゾーン》を位置づけ、市民がふれあえる空間・環境づくりを進めます。

図 土地利用の方針図



凡 例	
	住宅・工業地ゾーン
	農地・田園居住ゾーン
	商業地ゾーン
	コミュニティサービスゾーン
	自然保全・体験ゾーン
	河川